

令和 8 年 6 月 29 日

第 3 7 回総会議事録

長岡市農業委員会

第 37 回総会議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 29 日（月曜日） 午後 4 時 00 分

2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室

3 議事日程及び本日の会議に付した事項

日程第 1 議事録署名委員の選任について

日程第 2 議案第 12 号 農地法第 3 条の許可申請について

議案第 13 号 農地法第 4 条の許可申請について

議案第 14 号 農地法第 5 条の許可申請について

議案第 15 号 農地法第 18 条の許可申請について

議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第 17 号 農業振興地域整備計画の変更について

日程第 3 報告第 3 号 農地法の届出通知等について

4 出席委員 （21 名）別紙のとおり

5 欠席委員 （2 名）別紙のとおり

6 職務のため出席した事務局職員

事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 井上 靖司、農地係長 鷺尾 圭太、
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午後 4 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議長 （挨拶）

これより第 37 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 15 番、西巻郁夫委員、23 番、佐藤辰也委員から提出されております。出席委員は現員 23 名中 21 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 5 番、若井泰志委員、7 番、馬場陽子委員を指名いたします。

日程第 2 議案第12号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第12号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。
鷲尾係長 それでは、ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 5 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は11件でございます。
1 から 8 番は売買による所有権移転、9 番から11番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見ありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第12号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第13号 農地法第 4 条の許可申請について
議長 議案第13号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
鷲尾係長 ご説明申し上げます。
議案書の 7 ページをご覧ください。
今月の 4 条許可申請は、三島地域 1 件、中之島地域 1 件、長岡地域 2 件、寺泊地域 1 件の計 5 件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において6月19日までに現地確認を実施しております。

1番、鳥越の畑について、集会所建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鳥越地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、横山の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、中潟町の畑について、養鯉池敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、養鯉池として転用許可条件を満たしており、一時的な利用であるため、許可できるものであります。本案件は、養鯉池敷地として3年間の一時転用をしておりましたが、転用期間が満了するに当たり、新たに一時転用許可を申請したものになります。一時転用期間は10年以内です。なお、養鯉池に転用した農地の適切な利用などを約定した協定を長岡市と締結済みであります。

なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の4番とも関連しております。

4番、芹川町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

5番、寺泊野積の畑について、車庫、駐車場及び通路敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊野積地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない

10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

なお、この案件も後ほど説明する農地法第5条許可申請の3番と関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第13号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第14号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第14号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

鷲尾係長 ご説明申し上げます。

 議案書の9ページをご覧ください。

 今月の5条許可申請は、三島地域1件、山古志地域1件、寺泊地域1件、長岡地域1件の計4件でございます。

 1番、藤川の畑について、農作業所及び農機具庫建築敷地として利用するために売買による所有権の移転をするものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用計画が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

 2番、山古志虫亀の田について、養鯉池敷地として利用するため、売買による所有権の移転をするものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘ

クタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が養鯉池であり、ほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

3番、寺泊野積の田について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の5番と関連しておりますが、農機具格納庫建築敷地として利用するために売買による所有権の移転をするものです。工期は、令和8年7月1日から7月15日までの計画です。申請地は、寺泊野積地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、中潟町の田について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の3番と関連しておりますが、養鯉池敷地として利用するために賃借権による設定をするものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、農振農用地区域内の農地の農地ですが、養鯉池として転用許可条件を満たしており、一時的な利用であるため、許可できるものであります。本案件は、養鯉池敷地として3年間の一時転用をしておりましたが、転用期間が満了するに当たり、新たに一時転用許可を申請するものになります。一時転用期間は10年以内です。

なお、養鯉池に転用した農地の適切な利用などを約定した協定を長岡市と締結済みであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第14号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞えます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第15号 農地法第18条の許可申請について

議長 議案第15号 農地法第18条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。
議案書の11ページをご覧ください。

本議案の案件は、農地法第18条第6項の届出による合意解約ができないとして、賃借人から農地法第18条第1項の規定による解約の許可申請があったものです。当該案件は賃貸人が死亡しており、その相続人が相続放棄をしていることから合意解約ができないことが明らかであり、農地法第18条第2項のその他正当の事由がある場合と認められるため、許可することが適当であると考えます。

なお、この許可申請については、本総会での議決後、農地法第18条第3項の規定により、7月15日開催の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問し、異議なしの答申があった後に解約することとなります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第15号 農地法第18条の許可申請についてを許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第16号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。
議案書の14ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは29件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは180件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が162件、使用貸借権設定が18件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは100件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が87件、使用貸借権設定が13件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは201件の申出があり、内容については賃借権の移転が193件、使用貸借権の移転が8件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の16ページから101ページにて確認をお願いします。

以上、計510件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

 議案第16号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第17号 農業振興地域整備計画の変更について

議長 議案第17号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長 ご説明申し上げます。

議案書の103から104ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものであります。編入3件、除外4件の申出がありました。

編入の1番、和島地域の農地24筆、20,813㎡、中山間地域等直接支払制度の対象見込み地であり、農業上の利用を確保することが必要であると認められます。農振法第10条第3項第5号に該当することから、農用地区域に編入するものであります。

編入の2番、中之島地域の農地1筆、1.78㎡、3番、長岡地域の農地6筆、1,651.41㎡、これらはいずれも県営ほ場整備施行区域へ編入される見込みであり、農業上の利用を確保することが必要であると認められます。農振法第10条第3項第2号に該当することから、農用地区域に編入するものであります。

除外の1番、長岡地域の農地4筆、3,256㎡について、除雪車の駐車場敷地として利用するものです。

2番、長岡地域の農地6筆、3,719㎡について、既存のガスパラント敷地を拡張し、管理用道路、駐車場、資材置場及び堆雪場敷地として利用するものです。

3番、栃尾地域の農地の2筆、197㎡について、住宅用通路敷地として利用するものです。

4番、川口地域の農地6筆、6,903㎡について、養鯉池敷地として利用するものです。

これらは、いずれも農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

以上について、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第17号 農業振興地域整備計画の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第3号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

鷲尾係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について5件を106ページに、5条の届出について12件を107から109ページに、農地法の適用を受けない事実確認について5件を110ページに、18条合意解約について1件を111ページに、利用権の解約について12件を112から113ページに、中間管理権の解約について6件を114ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第37回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後4時23分)

別紙 出席状況（総 会 議 席 表）

（令和 8 年 6 月 29 日現在）

議 席	出 欠	氏 名	議 席	出 欠	氏 名																		
1	出	佐 藤 佑 美	13	出	本 田 栄 一																		
2	出	土 田 米 藏	14	出	駒 野 亜由美																		
3	出	韭 澤 哲 也	15	欠	西 卷 郁 夫																		
4	出	櫻 井 正 広	16	出	千 野 俊 輔																		
5	出	若 井 泰 志	17	出	馬 場 義 昭																		
6	出	諸 橋 昇 一	18	出	安 達 隆 幸																		
7	出	馬 場 陽 子	19	出	坂 詰 隆																		
8	出	青 柳 久 雄	20	出	多 田 好 一																		
9	出	長谷川 惣 市	21	出	鳥 羽 若 一																		
10	出	岩 本 一 男	22	出	伊 丹 なつい																		
11	－		23	欠	佐 藤 辰 也																		
12	出	渡 邊 義 浩	24	出	中 野 明 美																		
<table><tr><td>出席委員</td><td>人</td><td>2 1 人</td><td>議事録署名委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>欠席委員</td><td>人</td><td>2 人</td><td>若 井 泰 志 委員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>2 3 人</td><td>馬 場 陽 子 委員</td><td colspan="2"></td></tr></table>						出席委員	人	2 1 人	議事録署名委員			欠席委員	人	2 人	若 井 泰 志 委員			計		2 3 人	馬 場 陽 子 委員		
出席委員	人	2 1 人	議事録署名委員																				
欠席委員	人	2 人	若 井 泰 志 委員																				
計		2 3 人	馬 場 陽 子 委員																				